

筑西広域市町村圏事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和 46 年 4 月 1 日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づく職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受けるとき。
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加するとき。
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、管理者が定めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。